

様式第 1 号（第 7 条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	施設の配置に関する協定の廃止の認可		
根拠法令 及び条項	農業振興地域の整備に関する法律 第 18 条の 10 第 1 項		
審査基準	☒ 有（第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第 4 条第 2 項第 号に該当）		
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第 7 条第 4 項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （協定の廃止） 第十八条の十 協定に係る土地所有者等は、第十八条の二第一項又は第十八条の六第一項の認可を受けた協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。		
	【その他の基準となる法令、通知等】 ○農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について （平成12年4月1日12構改C第261号）		
審査基準 設定年月日	令和 6 年 2 月 5 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	☐ 有（第 6 条において準用する第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） 期間（ ） ☒ 無（根拠：第 6 条において準用する第 4 条第 2 項第 1 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 産業振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。